指定管理者候補者	アマノマネジメントサービス株式会社
----------	-------------------

1 対象施設

	施設名称	所 在 地
1	松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目地先 中之川通線地下
2	松山市上野町駐車場	松山市上野町甲819番地5
3	松山市小坂駐車場	松山市小坂五丁目地先 国道33号高架下
4	松山市永木町駐車場	松山市永木町一丁目地先 国道11号高架下
5	松山市中村駐車場	松山市中村一丁目地先 国道11号高架下
6	松山市保免駐車場	松山市保免上一丁目地先 国道 5 6 号高架下
7	松山市朝美駐車場	松山市朝美二丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下
8	松山市美沢駐車場	松山市美沢一丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下

2 選定審議会委員(5名)

氏 名	職名等
石井 朋紀	松山市都市整備部 部長
長田美波	愛媛大学地域協働推進機構 防災情報研究センター 特定研究員
片岡 由香	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科 講師
武田 涼子	税理士法人新玉税理士事務所 税理士
林 佳菜	松山市都市整備部都市・交通計画課長

※五十音順

3 指定管理者候補者選定の経過

項目	月日
募集等の公告	令和7年 7月18日 (金)
質問の受付	令和7年 7月18日(金)~ 8月21日(木)
募集要項等の配布	令和7年 7月18日(金)~ 8月21日(木)
説明会・現地見学会	令和7年 8月8日 (金)
指定管理者申請受付	令和7年 7月29日 (火) ~ 8月29日 (金)
選定審議会	令和7年10月9日(木)

4 申請団体一覧

受付番号	団 体 の 名 称
1	アマノマネジメントサービス株式会社

5 審査、選定の経過

○選定審議会(令和7年10月9日(木))

- ・ 審議会開催にあたり、会長の選出を行いました。
- ・ 申込み団体の出席を求め、提案内容に関する説明及び質疑応答による面接審査を実施した後、 総合的な評価を行いました。

○松山市としての指定管理者候補者の決定

松山市では、選定審議会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定審議会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者候補者に決定することとしました。

順位	団体の名称	評価点(合計) 1,000 点満点
1	アマノマネジメントサービス株式会社	734 点

<評価項目及び配点>

区分	条例 規定*	主な内容	配点
Point 1 平等な利用の確保 等	第1号 関係	(1)市民の平等な利用が確保されているか。(2)市の施策を理解した上で、公共駐車場としての役割を把握しているか。	10 点
<u>Point 2</u> 管理経費の縮減	第3号 関係 第4号 関係	(1)現状の課題を十分に把握・分析し、経費縮減へ向けての実現可能な具体策が示されているか。(2)配置人員数・内訳、勤務体制(平常時・緊急時別)等は適正か。(3)配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。(4)配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。	30 点
Point 3 利用促進及び市へ の納付額の確保 (収益性の向上)	第2号関係	(1) 現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 (2) 現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な 目標や具体策が示されているか。 (3) 市への納付金と納付率が下限額及び下限率以上となっている か。	50 点
Point 4 サービスの維持・ 向上	第2号 関係	(1)現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 (2)現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な 目標や具体策が示されているか。 (3)事故等緊急時に迅速かつ的確に対応するため、十分な体制が確 保されているか。 (4)適正な管理をするための具体策が検討されているか。 (5)管理する施設の設置目的に合致し、利用者へのサービス維持・ 向上につながる自主事業の提案はあるか。 (具体例) 利用者ニーズの把握・クレーム対応への考え方、機器の故障や 事故等緊急時対応、防犯対策、衛生管理、安全管理等	60 点
Point 5 経営規模及び能力	第3号 関係	(1)指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。(見込みを含む。) (2)業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。	30 点
<u>Point 6</u> 公共性・公益性	第5号 関係	(1)公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。(見込みを含む。具体例:市と災害協定を締結しているなど。) (2)環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取り組みがなされているか。 (3)管理業務の一部を委託する際に、委託先を市内事業者とする配慮がなされているか。 (4)市内に住所を有する者を雇用するよう配慮されているか。	20 点

[※]松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条